

公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。
令和8年9月8日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 購入物品及び数量：令和8年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査生体試料保管用クライオチューブ 一式
- (2) 購入物品の特質等：仕様書のとおり
- (3) 納入期限：令和9年1月29日
- (4) 納入場所：仕様書のとおり

2. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の「医薬品・医療用品類」又は「その他」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が3分の1以上である場合

3. 競争参加の方法等

別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

4. 本公開見積競争に関する質問

- (1) 質問書受領期限及び提出場所
令和8年9月11日（金）17時00分まで
〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 及び 当研究所HP上
TEL 029-850-2321 FAX 029-850-2388
（担当：後藤）
- (2) 提出方法
電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問書の提出（令和8年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査生体試料保管用クライオチューブ 一式）（担当：後藤）】とすること。
※当研究所 HPに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

5. 回答書閲覧期間及び場所

令和8年9月16日（水）10時00分から令和8年9月28日（月）17時00分まで 4.（1）に示す場所及び当研究所HP上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

6. 参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出

- (1) 提出書類

- ①参考見積書
- ②2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の写し）
- ③2. (5) に示す誓約書（過去に提出していない場合）
- (2) 提出期限：令和8年9月16日（水）17時00分まで
- (3) 提出場所：4. (1) に示す場所
- (4) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【参考見積書の提出（令和8年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査生体試料保管用クライオチューブ 一式）（担当：後藤）】とすること。

7. 本見積書の提出

- (1) 提出期限：令和8年9月28日（月）17時00分まで
- (2) 提出場所：前項に同じ。
- (3) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【本見積書の提出（令和8年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査生体試料保管用クライオチューブ 一式）（担当：後藤）】とすること。

8. 契約相手方の決定方法

見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

9. その他

- (1) 本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否
要とするので、契約相手方は、契約書（案は別紙のとおり）が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。
- (5) 契約相手方の公表
本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

(別紙)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 大島 義人（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と下記物品購入について、次の
条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

1. 件 名 令和8年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査生体試料保管用クライオチューブ 一式
2. 契 約 金 額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
3. 契約保証金 免除

（納入場所及び期限）

第1条 現品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

場 所 仕様書のとおり
期 限 令和9年1月29日（金）

（納入検査）

第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。但し、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものとする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限りでない。

（不合格品引取）

第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第5条 乙が、第7条以外の事由によって、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第10条第2項によることとする。

2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 第5条及び第7条に規定する外、第1条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。

二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。

三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。

五 乙が第12条又は第13条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

第9条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第8条第2項、第3項又は第4項の規定により契約を解除したとき。
- 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
- 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
- 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
- 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第10条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

- 2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第8条第1項による解約の

ため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

4 甲は、第8条第2項、第3項又は第4項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約代金の支払)

第11条 甲は、第3条の所有権の移転が行われた後、乙から適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に契約代金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第14条 甲は、納入現品について納入後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

乙